

議案第五十二号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

次のとおり職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十五年三月十一日

三朝町長 坂 出 雅 巳

昭和四拾五年参月露参日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎



三朝町条例第 号

職員の特務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特務手当に関する条例（昭和二十八年三朝町条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第十三条」を「第二十五条」に改める。

第二条中第四号及び第六号を次のように改める。

四 削除

六 削除

第八条を次のように改める。

第八条 削除

第十条を次のように改める。

第十条 削除

第十六条中「外」を「ほか」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。